

年 月 日

## 自治会清掃に伴うドラム缶の貸出し等申込書

自治会区 \_\_\_\_\_ 校区 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

自治会長 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

申込者電話番号 \_\_\_\_\_

1 清掃実施日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 ドラム缶必要本数 \_\_\_\_\_ 本

3 草の回収 \_\_\_\_\_ 有 ・ 無  
(有の場合) 袋入り ・ バラ積

- \* 「自治会清掃についてのお願い」(裏面)を必ず御確認のうえ、清掃実施日の1ヶ月前までに申込書を提出してください。ドラム缶貸出しの場合は、清掃実施日の6ヶ月前から電話等での仮予約を受け付けますので、必ず、仮予約を行ってから申込書を提出してください。(ドラム缶本数に限りがあります。)

廃棄物対策課廃棄物対策係

TEL 33-7291

FAX 33-7294

## 自治会清掃についてのお願い

自治会清掃のドラム缶貸出し及び草枝の収集については、各自治会への円滑な対応を図るため、下記について御協力をお願いいたします。

### ドラム缶の貸出しについて

- (1) 貸し出しの申込みは、清掃実施日の6ヶ月前から受付を開始しています。  
廃棄物対策課(33-7291)に仮予約の連絡をした後に申込書を提出してください。  
※申込み本数は必要最低限でお願いします。  
※一度に複数日の申込は受付できません。
- (2) 配置・回収場所の分りやすい地図を必ず添付してください。
- (3) 配置場所はなるべく少なくしていただき、回収場所への移動は自治会でお願いします。
- (4) 配置作業は、実施日の2週間前～前日で行います。
- (5) 川や水路の中へのドラム缶の配置はなるべく避けてください。  
※やむを得ず、川や水路の中にドラム缶を置かれる場合は、事前に廃棄物対策課と協議してください。
- (6) 回収作業は、実施日(日曜日)の翌日(月曜日)から概ね1週間以内で行いますので、配置・回収場所は通行や作業に支障のない場所にしてください。  
※3tクレーン車が進入でき、両側のアウトリガー(安定脚)を出すことが可能で、クレーンのアームが届き、操作の障害になるような電線や樹木等がない場所。
- (7) ドラム缶には泥以外のものを入れないでください。

### 草枝について

- (1) 収集場所の分りやすい地図を必ず添付してください。
- (2) 草を袋に入れて出される場合は、45リットル以下の透明のビニール袋(指定袋でも可)を使用してください。それ以外の袋は収集できません。
- (3) 収集場所は、できるだけヶ所にまとめていただき、通行等に支障の無い場所に準備してください。  
バラ積みの場合は、3tクレーン車が進入でき、両側のアウトリガー(安定脚)を出すことが可能で、クレーンのアームが届き、操作の障害になるような電線や樹木の下を避けた広い場所に草枝を置いてください。
- (4) 袋草の場合は1週間程度、バラ積みの場合は、1ヶ月程度お待たせすることがありますので、地区の行事等を確認されたうえ、長い期間置いても支障が無い場所に準備してください。  
また、ステーションに置かれる場合も同様に、回収に時間を要す場合がありますので、翌日以降のごみ出しに支障のない場所に準備してください。
- (5) 枝などを出される場合は、一本の太さが直径10cm以内、長さ50cm以内で、草とは別に置いてください。長さや太さが規定以上のものは、焼却場に搬入できないため収集できません。